

# 目 次

1. 日進市環境まちづくり基本条例の解説について	3
1 環境まちづくり基本条例制定の背景	4
2 環境まちづくり基本条例の性格	6
3 環境まちづくり基本条例の特徴	9
4 口語体(「ですます調」)表現における約束	10
5 環境まちづくり基本条例の構成	12
2. 日進市環境まちづくり基本条例の解説	13
前 文	13
第1章 総則	18
第 1条 (目的)	18
第 2条 (定義)	20
第 3条 (良好な環境の恵みを楽しむ権利と将来へ引き継ぐ権利)	27
第 4条 (基本となる考え方)	28
第 5条 (基本原則)	30
第 6条 (市民の責任と義務)	32
第 7条 (市民団体の責任と義務)	33
第 8条 (事業者の責任と義務)	35
第 9条 (滞在者等の責任と義務)	36
第10条 (教育機関の責任と義務)	37
第11条 (市の責任と義務)	38
第12条 (市職員の責任と義務)	39
第2章 基本的な課題と計画	40

第13条（基本的な課題）	40
第14条（環境基本計画）	42
第15条（地域環境まちづくり行動計画）	43
第16条（環境基本計画等の進行管理）	44
第17条（環境基本計画との整合）	45
<b>第3章 推進施策</b>	<b>46</b>
第18条（市民等の活動の支援）	46
第19条（子どもの参画）	47
第20条（環境情報の収集と提供）	48
第21条（共育の推進）	49
第22条（調査と研究の実施）	50
第23条（点検評価の実施）	51
第24条（事前調査と対策）	52
第25条（規制措置）	53
第26条（経済的措置）	54
第27条（公共施設の整備）	56
<b>第4章 推進と調全体制の整備</b>	<b>58</b>
第28条（推進と調全体制）	58
第29条（環境まちづくり評価委員会）	59
第30条（関係機関との連携等）	61
<b>第5章 雑則</b>	<b>62</b>
第31条（委任）	62
附 則	63
<b>3. 日進市環境まちづくり基本条例</b>	<b>64</b>

## 1. 日進市環境まちづくり基本条例の解説について

環境まちづくり基本条例の策定にあたりましては、にっしん市民環境ネットと環境まちづくり研究会により構成される全体会からの意見と環境基本計画協議会委員からの意見等〔骨子案に対する市民からの意見、環境まちづくり推進会議（政策推進会議構成員）及び環境まちづくり調整会議（部課長全体会議構成員）並びに担当者会議において意見等〕をいただき、市民と職員で構成される「条例づくり専門委員会」において詳細を検討してきました。

また、日進市として平成13年度から平成15年度の3年間にわたり市民と職員の共働による環境基本計画づくりを進めてきました。そのビジョンや理念あるいはプログラム等をできるだけ盛り込んで策定していること、また、独自の用語や専門的用語の活用から十分な説明が必要であると考え、

### ① 条文

### ② 条文の【趣 旨】

### ③ 条文の下線を引いた言葉の【解 説】

について記載し、できるだけ多くの方々に条例の考え方を理解していただくために作成しています。

※この解説は、今後改訂を重ねることにより、さらに条例を理解するための手助けとなるよう努めます。